

## 春日市保育士等人材バンク設置要綱

令和5年11月15日

告示第234号

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育所での就労を希望する者を支援し、保育所における保育の担い手を確保するため、春日市保育士等人材バンク(以下「人材バンク」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「保育所」とは、市内に所在する私立保育所(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項の認可により設置された保育所をいう。)及び同法第35条第3項の規定により市が設置する保育所をいう。

(登録の対象者)

第3条 人材バンクに登録する者は、保育士、幼稚園教諭その他保育所の業務に関し必要な資格又は免許を有する者(以下「保育士等」という。)で、保育所での就労を希望するものとする。

(登録の申込み)

第4条 人材バンクに登録を希望する者は、春日市保育士等人材バンク登録票(様式第1号。以下「登録票」という。)に保育士証等の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された書類を審査の上、相当と認めたときは、人材バンクに登録するものとする。

(登録の変更等)

第5条 前条第2項の規定により人材バンクに登録された者(以下「登録者」という。)は、登録の内容に変更が生じたとき又は登録を取り消すときは、春日市保育士等人材バンク登録情報変更・取消届(様式第2号)により市長に届け出るものとする。

(登録の取消し)

第6条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、人材バンクの登録を取り消すものとする。

- (1) 登録者から前条の規定による登録の取消しの届出があったとき。
- (2) 保育所において保育士等としての採用が決まったとき。

- (3) 長期間にわたり理由なく連絡が取れないとき。
- (4) 登録票の内容に偽りがあったとき。
- (5) その他市長が登録者として不適格と認めたとき。

(登録の有効期間)

第7条 人材バンクの登録の有効期間は、登録した日の属する年度の翌年度末までとする。

(登録情報の提供)

第8条 人材バンクの登録情報の提供を受けようとする保育所の長は、春日市保育士等人材バンク登録者情報提供申請書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、保育所の長から前項の規定による提出があったときは、登録票の写しを提供するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 人材バンクにおける個人情報の取扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の個人情報の保護に関する規程を遵守し、適切に取り扱うものとする。

2 前条第2項の規定により登録票の写しの提供を受けた保育所の長は、提供された個人情報を他人に漏らし、目的以外の用途に使用し、又は複写若しくは複製をしてはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、人材バンクに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。